

訪問看護 重要事項説明書・契約同意書



医療法人光風会 北山病院

所在地：沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地

0980-56-2339

訪問看護重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1. 訪問看護とは

病気や障害を持った人が住みなれた地域やご自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し療養生活を支援するサービスです。

2. 北山病院訪問看護の概要

(1) 事業者について

事業者名称	医療法人光風会北山病院
所在地	沖縄県国頭郡今帰仁村今泊 307 番地
介護保険指定番号	沖縄県 4 7 1 2 1 1 0 4 8 7
法人種別	医療法人
代表者氏名	安里 義徳
電話番号	0 9 8 0 - 5 6 - 2 3 3 9

(2) 事業所について

事業所名称	医療法人光風会北山病院訪問看護
所在地	沖縄県国頭郡今帰仁村今泊 307 番地
介護保険指定番号	沖縄県 4 7 1 2 1 1 0 4 8 7
法人種別	医療法人
管理者氏名	濱田 千夏
電話番号・FAX 番号	0 9 8 0 - 5 6 - 2 3 3 9 ・ 2 3 4 0
サービスを提供する地域	今帰仁村 本部 名護市 (原則 16 km以内)

(3) 事業所の職員体制

訪問看護 2.5 人以上 (看護師及び准看護師)

事務員 2 人

(4) 営業日・時間

営業日・時間	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
休日	土曜日、日曜日、祝祭日 旧暦の 7 月 15 日 年末年始 (1 2 月 3 0 日 ~ 1 月 3 日)

※サービス提供時間

営業日・営業時間に関わらず 24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも対応し必要に応じて緊急訪問看護をいたします。(ただし利用料が異なりますので同意が必要です。)

3. 事業の運営方針

- (1) 私達は、利用者の皆様の意思を尊重し、健やかで安心できる暮らしの実現を支援いたします。
- (2) 私達は、利用者の皆様が「住みなれた地域で自分らしく尊厳ある生活」を続けられるように支援いたします。
- (3) 私達は、常に知識・技術を研鑽し、よりよい医療・介護・保健・福祉サービスの提供に努めます。

4. サービス提供内容

【療養上のお世話】 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導	【療養上のお世話】 主治医の指示に基づく医療処置
【病状の観察】 病気や障害の状態、体温・血圧・脈拍・簡易酸素飽和度などのチェック	【床ずれ予防・処置】 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て
【在宅でのリハビリテーション】 拘縮予防や機能回復、嚥下機能訓練など	【認知症ケア】 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス
【ご家族等への介護支援・相談】 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応	【ターミナルケア】 がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い

5. 利用料金（令和8年6月1日現在）

基本利用料	加算料金
【介護保険で訪問看護を利用する場合】 20分未満（早朝・夜間・深夜）…266円/回 30分未満 …399円/回 30分以上1時間未満 …574円/回 1時間以上1時間30分まで …844円/回 ○准看護師については所定額の90/100 ※1割負担の場合の金額となります。 <減算> 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの（サービス付き高齢者向け住宅） ○10%減算	【介護保険で訪問看護を利用する場合】 ○時間外利用 早朝（6：00～8：00） …25%増し 夜間（18：00～22：00） …25%増し 深夜（22：00～6：00） …50%増し ○初回加算 初回の訪問看護を実施した月に （Ⅰ）…350円 （Ⅱ）…300円 ○退院時共同指導加算 …600円/回 ○特別管理加算 厚生労働大臣が定める状態にある者 1月につき （Ⅰ） …500円/月 （Ⅱ） …250円/月 ○緊急時訪問看護加算 1月につき （Ⅰ）…325円/月 （Ⅱ）…315円/月

	○長時間訪問看護加算 特別管理加算の対象者について、1 時間 30 分以上の訪問看護の実施 1 回につき …300 円/回 ○複数名訪問看護加算 1 人で看護を行うのが困難な場合、同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問する（利用者やその家族等の同意の上） 30 分未満 …254 円/回 30 分以上 …402 円/回 ○訪問看護サービス提供体制加算 I …6 円/回 ○介護職員等処遇改善加算 介護職員等の賃金改善、資質の向上を目的に、所定単位数に 1.8% を乗じた料金を加算。
【医療保険を利用する場合】 保健師、助産師又は看護師による場合 週 3 日目まで 580 円 週 4 日目以降 680 円 准看護師による場合 週 3 日目まで 530 円 週 4 日目以降 630 円	【医療保険を利用する場合】 ○緊急時訪問看護加算 1 日につき 265 円 ○長時間訪問看護加算 1 時間 30 分以上の訪問看護の実施 週 1 回 520 円 ○複数名訪問看護加算 1 人で看護を行うのが困難な場合、同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問する（利用者やその家族等の同意の上） 週 1 回 看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に行う場合 450 円 看護師等が他の准看護師と同時に行う場合 380 円

※エンゼルケア（保険外） …10,000 円

＜利用料等のお支払い方法＞

- ・利用料は、月締めでのお支払いとなります。翌月に請求書を郵送いたします。
内容をご確認の上、月末まで病院会計窓口でお支払い下さい。

※銀行振り込み、口座引き落としもご利用いただけます。ご相談下さい。

・交通費については請求致しておりません。

6. キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

キャンセル料はかかりません。

連絡先：0980-56-2339

7. サービスの利用方法

まずは、お電話でお申込みください。担当職員がお伺いいたします。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者様相談口	責任者	濱田 千夏
	ご利用時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
	ご利用方法	電話（0980-56-2339）

当事業所以外に市町村窓口で苦情を伝えることができます。

今帰仁村福祉保健課	0980-56-2101
本部町福課	0980-47-2165
名護市役所市民福祉部介護長寿課	0980-53-1212
沖縄県国民健康保険団体連合会	098-860-9026

《 別添資料 1 》

個人情報の利用目的

当事業所では 利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

《 当院内での利用目的 》

- ①利用者等に提供する介護サービス（検討会議・サービス担当者会議での利用を含む）
- ②介護保険事務
- ③管理運営業務
 - 1、サービス等の管理
 - 2、会計・経理、保険事務の委託、審査支払い機関へのレセプトの提出
審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - 3、審査支払機関又は保険者への照会
 - 4、公的機関等からの問い合わせ・行政上の業務の対応
 - 5、利用者の介護・医療サービスの向上

《 他医療機関・介護保険事業者等への情報提供を伴う利用目的 》

- ①医療機関の医師等の意見・助言を求める場合
- ②居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携や照会への回答
- ③検体検査業務の委託その他の業務委託
- ④家族等の心身の状況説明

《 上記以外の利用目的 》

- ①当事業所内部での利用に係る利用目的
 - 1、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2、当事業所において行われる学生の実習への協力
 - 3、当法人において行われる事例研究
- ②他医療機関・介護保険事業者等への情報提供に係る利用目的とした外部監査機関への
情報提供

契 約 書

利用者_____様(以下「甲」という。)と事業者医療法人光風会北山病院(以下「乙」という。)とは、訪問看護のサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条 (目的)

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲が住みやれた地域やご自宅でその人らしく療養生活が送れることを目的とし訪問看護サービスを提供します。
- 2 乙は、訪問看護サービスの提供に当たっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約書の契約期間は、訪問看護開始日から1年間とします。
- 2 但し、上記の契約期間の満了前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 3 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一内用で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 4 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期限の満了日までとします。

第3条 (訪問看護サービスの内容及びその提供)

- 1 乙は、医師の診断に基づき、甲の病状、心身の状況、日常生活全般の状況および希望を踏まえ訪問看護計画書を作成します。
- 2 訪問看護計画書には、訪問看護サービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 乙は、訪問看護計画を作成、または変更があった場合には、甲及びその家族に対し説明を行い、甲及び家族の同意を得るものとします。
- 4 乙は、甲の訪問看護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

第4条 (居宅支援事業所等との連携)

- 1 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するに当たり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めます。

第5条 (感染症対策)(災害時の対策)

- 1 居宅療養管理指導提供するにあたり自身の健康管理に留意し、出勤前に検温を行い発熱や寒冒症状がある場合は自宅待機とします。
- 2 患者宅訪問前に電話で連絡し、当日の寒冒症状の有無やその他の体調変化については予め確認します。
- 3 患者宅に入る前に手指消毒を行います。
- 4 換気を徹底します。
- 5 使用した医療機器は患者さんごとにアルコール消毒します。

- 6 寒冒症状のある患者さんの診療では、飛沫感染及び接触感染を想定した標準予防対策を行います。
- 7 同居家族さんに対しても不要不急の外出を控えるよう指導します。
- 8 患者さん宅を出る際にも手指消毒を行います。
- 9 在宅酸素や吸引器その他の医療機器を使用している患者さんの停電時の電源の確保について確認を行います。
- 10 ベット周囲の安全確保の指導を行います。(落下物を防止するだけでなく救助の妨げとならないよう足元や床面を生理整頓します。)
- 11 薬や医療機器についての知識を持っていただくよう指導します。
(飲んでいる薬の名前や効能、医療機器の外部バッテリーや酸素ボンベがどのくらいの時間持つか、薬のストックも準備する必要性もある事等)
- 12 日ごろからご近所の方との連携に努めます。

第6条 (ハラスメント対策の強化)

訪問看護サービスの提供にあたっては、適切なサービス提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

第7条 (費用)

- 1 乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、訪問看護サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月毎に算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその訪問看護サービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

第8条 (利用者負担額の滞納)

- 1 甲が正当な理由無く利用者負担額を3ヶ月以上滞納した場合は、乙は、1ヶ月以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をした場合、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額12万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

第9条 (秘密保持)

- 1 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、甲及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、甲及びその家族の個人情報を、情報共有するために用いることを、本契約を持って同意したとみ

なします。

第10条（甲の解約権）

- 1 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、3 日以上
の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
- 2 乙が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、
これを提供しようとししない場合。
- 3 乙が、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。
- 4 乙は、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい
重大な理由が認められるとき。

第12条（乙の解除権）

- 1 乙は、甲が法令違反又は訪問看護サービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにも
関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、2 週間以上
の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した
居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第13条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 2 第2条1項及び2項により、契約満了日の 7 日前までに甲から契約解除の意思表示があり、かつ契
約期間が満了したとき。
- 3 甲が第 10 条により契約を解除したとき。
- 4 乙が第 8 条又は第 12 条により契約を解除したとき。
- 5 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 6 甲において、訪問看護サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 7 甲が死亡したとき。

第14条（損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生
した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこ
の限りではありません。

第15条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を
設置して適切に対応するものとします。

第16条（協議事項）

- 1 この契約に定めない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。
- 2 この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、甲乙書名押印して 1 通ずつ保有します。

契 約 同 意 書

令和 年 月 日

利用者(甲)と事業者医療法人光風会北山病院(乙)とは、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

当事業所は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項、個人情報情報利用の目的について説明をしました。

事業者(乙)	(事業所番号)	4712110487
	住所	沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊307番地
	事業者(法人)名	医療法人 光 風 会
	施設名	医療法人 光 風 会 北 山 病 院
	代表者名	院長 平安 恒男 印
	説明者氏名	

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明に基づいて、事業所より、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項、個人情報情報利用の目的について説明を受けました。

利用者(甲) 住所_____

氏名_____ 印

身元引受人 住所_____

電話_____

氏名_____ 印 (続柄)